

監査公表第 21 号（令和 6 年 6 月 21 日、県公報第 506 号登載）

教育委員会出先機関定期監査の結果に基づく措置通知（令和 5 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した教育委員会出先機関定期監査の結果（令和 6 年 3 月 26 日 5 監総第 936 号）に基づき、教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 21 日

福岡県監査委員	塩 川 正 一
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	大 島 道 人

福岡県監査委員 塩 川 正 一 殿  
同 世 利 洋 介 殿  
同 森 行 一 殿  
同 大 島 道 人 殿

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年3月26日5監総第936号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
玄界高等学校	領収証紙により徴収した高等学校入学選考料について、当該納付書の書面と彩紋とにかけて消印すべきところ、これが漏れていた。	所属長は、関係職員に対して、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者は、領収証紙納付書を受領した際は、当日中に、副任者と協力して願書と突合の上消印する。</li><li>・ 副任者及び出納員は、消印証紙日計表の決裁時に、消印漏れがないか確認する。</li><li>・ 担当者及び上司は、内部統制に係るリスク対応シートを活用し、再発防止を図ることとした。</li></ul>

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	令和4年度に購入したデジタル教科書は、いずれも媒体を入手するだけでは使用できず、別途ライセンス番号の入力が必要なものであったが、使用料及び賃借料（13節）ではなく、備品購入費（17節）で支出していた。	所属長は、関係職員に対して、以下の取組を徹底するよう指導した。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 担当者は、発注予定の教科書が別途ライセンス番号の入力が必要なものか、発注前に必ず教科書卸業者に確認する。</li><li>・ 担当者は、当該番号入力の要否を踏まえ、事務処理前に財務規則や会計だより、会計問答集で正しい支出科目を確認し、起案に添付する。</li><li>・ 出納員は決裁時上記の事項を行っているかの確認をする。</li></ul> 教育委員会は、内部統制に係るリスク対応シートに対応策を追記した上で、全所属に配布し再発防止を図ることとした。